



『廃棄物の減量及び 再利用に関する計画書』 の書き方

●事業系廃棄物の減量に向けて●

町田市環境資源部 環境政策課

提出書類

- 廃棄物管理責任者選任届
(第1号様式)
- 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書
(第2号様式-1、第2号様式-2)



再利用計画書は市のホームページから

The screenshot shows the Yamagata City website with a search bar and navigation menu. The main content area is titled '大規模事業所(事業用延べ床面積3000平方メートル以上)'. It includes a sub-header '再利用計画書の提出はお済みですか。' and a list of bullet points: '● 一般の事業所の、提出期限は5月31日です。', '(提出されていない事業所につきましては、至急ご提出ください)', '● 町田市立小・中学校、公共施設におきましては「町田市環境マネジメントシステム」における内部環境監査の実施準備のため、提出期限を4月30日としております。', '(提出されていない町田市立小・中学校、公共施設につきましては、至急ご提出ください)'. Below this is a paragraph explaining the city's goal to reduce waste and promote recycling, and a list of requirements: '● 再利用対象物保管場所の設置', '● 廃棄物管理責任者の選任(変更はその事実が生じた日から30日以内)', '● 再利用計画書の提出(毎年提出5月31日まで)', '● 現状確認(立入検査)'. At the bottom, there is a URL: 'http://www.city.yamagata.lg.jp/community/index.html'.

This screenshot shows the '廃棄物の減量及び再利用に関する計画書(以下「再利用計画書」)の提出について' page. It contains the following text: '既存の事業所の提出期限は(毎年)5月31日です。', '(事業所用)再利用計画書第1号・第2号様式(町田市立小・中学校用)再利用計画書第1号・第2号様式', '新築の事業所(5月以降に新築される事業所)は速やかに提出してください。', '提出方法は、持参(正・副)・郵送(正・副、返信用切手を貼り宛て先を明記した返信用封筒を同封)・電子メール(朱色押印、カラーで添付してください)のいずれかをお願いします。', '【提出先】', '町田市環境資源部3R推進課', '郵便番号194-0202', '町田市下小山田町3160', '町田リサイクル文化センター2階', '電話:042-797-7111'. Below this are several download links for PDF and XLS files, such as '第1号・第2号様式(見本あり)事業所用(PDF・255KB)', '第1号・第2号様式(見本あり)事業所用(XLS・165KB)', '第1号・第2号様式(見本あり)町田市立小・中学校用(PDF・255KB)', '第1号・第2号様式(見本あり)町田市立小・中学校用(XLS・161KB)', '書き方案内(PDF・734KB)', and 'Q&A(PDF・199KB)'. On the right side, there are links for '住促進', '町田生きもの共生プラン', '新たなごみの資源化施設建設', '町田市便利バス計画', '町田市中心市街地整備構想', and 'まちテレ'.

Excelファイルを使えば
前年度対比や資源化率などが自動計算されます

各種リンクも参照願います。
古紙回収業者
一般廃棄物収集運搬町田市の許可業者
産業廃棄物収集運搬処理東京都の許可業者
地域資源回収業者⇒検索窓から 地域資源回収に出すことはできませんが、
事業系の資源として一覧にある資源回収業者と契約して直接回収を依頼することができます。

記入上、よくある質問と回答

『廃棄物管理責任者選任届』

と

『廃棄物の減量及び再利用に関する計画書』

Q & A



● ● ● | Q. “建築物所有者”とありますが、
実際の所有者のことですか

➤ 計画書は建築物の所有者が提出してください



Q.所有者が変更になるが、どのような手続きが必要ですか

➤ ①管理責任者に変更がない場合

書面で(決まった書式はありません)速やかに所有者の住所・氏名・電話番号及び管理責任者に変更がない旨お知らせ下さい。

➤ ②管理責任者に変更がある場合

書面で(決まった書式はありません)速やかに所有者変更の旨お知らせいただき、30日以内に『管理責任者選任届』を提出して下さい。



● ● ● | Q. 廃棄物管理責任者はどのような人を選任すると良いですか

➤ 次のような方を選任してください

- 廃棄物に関して権限を持っている方
- 実務を把握している方
(担当者が別にいる場合)
「担当者」欄にも記入



Q.廃棄物管理責任者に変更があった場合はどうするのか

- ▶ その事実が生じた日から30日以内に新たに選任届を提出して下さい。



Q. 建物内の店舗など全てが対象になるのですか

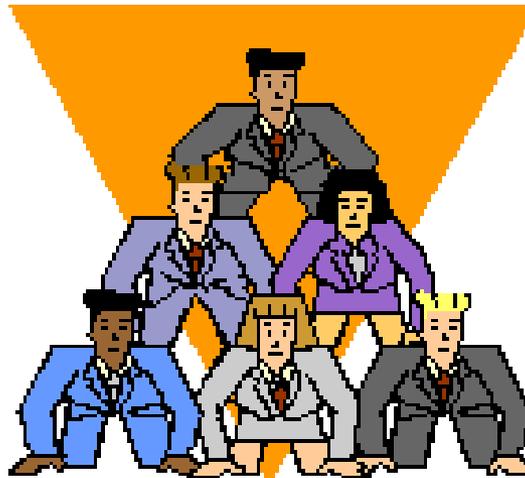
➤ 建築物内全ての事業者を対象にしています

- 事例 大学内にある食堂
- 事例 スーパー内にある飲食店
- 事例 階ごとに企業が異なる場合



● ● ● | Q.テナントごとに『選任届』と『計画書』を提出できますか

- ▶ 建物でまとめたものをご提出下さい。



Q.在館人員はどのように出すの ですか

- ▶ 従業員(テナント含む)と、外来者の1日平均の数字を出して下さい



Q. 廃棄物はどのように処理すれば良いのですか

➤ 次の方法があります

- 市の処理施設へ直接搬入
- 廃棄物処理業者へ委託
- 分別して再生資源回収業者へ委託
- 市へ収集・運搬を依頼
※少量排出事業者のみ



¹² 産業廃棄物は東京都の許可を得た業者へ

Q. “事業系廃棄物”とはどのようなものですか

➤ 法律などで次のように定義づけられています

- 事業系廃棄物

- 産業廃棄物

- 一般廃棄物(事業系一般廃棄物)

産業廃棄物以外の事業系廃棄物

- 家庭系廃棄物(家庭系一般廃棄物)



Q.単位はどの程度まで出すか

▶ 必ずトン単位でお願いします。また、数値は小数点以下第二位まで出して下さい。

※ 排出量が100キロ以下の排出の場合については排出量を0とせず、小数点以下の単位を多くして対応して下さい



● ● ● | Q.OA紙・OA紙以外の紙・雑誌を
一緒に回収しているが、どう記
入すればいいか

- できるだけ割り振っていただきたいのですが、
難しい場合にはご相談ください。



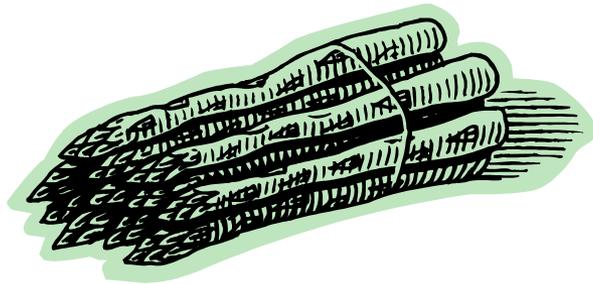
● ● ● | Q.建物内に自動販売機が設置されているが、そこから排出されるビン・カン・ペットボトルも記入するのか

- ▶ ベンダー回収など設置業者が持ち帰りなら、記入する必要はありません。



● ● ● | Q.敷地内の剪定枝を敷地内で腐葉土にしているが、報告する必要はありますか

- ▶ 剪定枝ほか、社会通念上廃棄物とされているものについては全て報告を行って下さい。



Q.可燃ごみはどこに記入するのですか

▶ ”可燃ごみ“や”不燃ごみ“という大ざっぱな項目ではなく、組成別に報告して下さい。

・日頃から調査し組成の把握に努める



Q.廃棄物の分類が多すぎて書ききれないのですが

- ▶ 書式にある分類に割り振ってください。難しい場合にはご相談ください。



Q. 計画書第2号様式－2の目的は何ですか

- ▶ 次のような目的があります
 - 前年度実績／前年度の見込み
 - 現状の把握
 - 前年度実績の自己評価
 - 現状の分析
 - 現在の再利用の方法
 - 問題点の把握
 - 今年度見込み／対前年度比
 - 数値での目標設定
 - 今年度の目標
 - 具体的な方法の提示



● ● ● | Q. “処理区分”とはどういうことですか

➤ 次のようになります



A 排出量(再利用量+処分量)

● (B+C)

B 再利用量

● 資源として実際に再利用している量

C 処分量

● 焼却や埋立などで廃棄物として処分している量

Q. 廃棄物の分別方法などで分からないことがあります

➤ 紙類

- 正確な分別が重要

➤ 厨芥類(生ごみ)

- 厨芥類(生ごみ)≠燃やせるごみ

➤ ビン、カン、ペットボトル

- 社内の販売機など飲料メーカーが管理しているものについては特に記入の必要はない



資料1

第1号様式

町田市長 石 阪 丈 一 様

見
本

2021年5月〇日

↑
提出した日付を記入してください

建築物所有者

住所 東京都町田市森野2-2-22

登記簿上の所有者を記入してください。
共有又は区分所有の場合は、代表者を
記入するか、別紙で提出してください。

ごみなしカンパニー㈱

氏名 町田 ごみ減太郎

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 (042)722-3111

廃棄物管理責任者選任届

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条第2項の規定により、一定規模以上の事業用の建築物における廃棄物管理責任者を次のとおり選任したので届け出ます。

建築物の所在地	町田市下小山田町3160	
建築物の名称	町田ごみなしビル	
新任者	廃棄物管理者の 職・氏名	ごみなしカンパニー㈱ 環境部長 分別 する蔵
	連絡先	町田市下小山田町3160
	電 話	(042)797-7111
	所有者との関係	社員
選任年月日	2021年4月1日	
前任者	職・氏名	ごみなしカンパニー㈱ 環境部長 護美 なし子
備考		

資料2-1

第2号様式-1

町田市長 石 阪 丈 一 様

見
本

2021年5月〇日

↑
提出した日付を記入してください

建築物名称 町田ごみなしビル
 建築物所在地 町田市下小山田町3160
 所有者住所 町田市森野2-2-22
 氏名 ごみなしカンパニー㈱
 町田 ごみ減太郎
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (042)797-7111

登記簿上の所有者を記入してください。
 共有又は区分所有の場合は、代表者を
 記入するか、別紙で提出してください。

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条第3項の規定により、提出します。

規 模	地上 3階 地下 1階 延べ面積 3,600㎡	事業用途に供する部分の延床面積を記入してください。(住宅の床面積は入れないでください。)
事業 者 名	① いろは商事㈱ ② ㈱スーパー町田 ③ 530ストア㈱	← 建築物を使用している事業者名(テナント)をすべて記入してください。(記入しきれない場合は、別紙可)
在 館 人 員	従業員(テナント従業員含む。) 150人 外来者(通学者含む。) 800人 合計 950人	← 従業員(テナント含む)と外来者の一日平均の数を記入してください。
用 途	事務所 1社 1,200㎡ 店舗 2店 2,400㎡	← 規模の延べ面積を用途ごとに按分してください。建築物が複数棟ある場合は一棟ごとに記入して
廃棄物回収業者	一般廃棄物…ごみゼロサービス㈱ 町田市一廃〇〇〇号 産業廃棄物…ゴミいやり㈱ 東京都産廃〇〇〇号	← 許可業者などに委託している場合は、種類ごとに業者名と許可番号を記入してください。また、「自己処理」の場合は「自己処理」
再生資源回収業者	生ごみ…自己処理 びん、カン、ダンボール…ごみなし資源㈱	
廃棄物管理責任者 職 氏 名	ごみなしカンパニー㈱ 環境部長 分別 する 蔵 電話 (042)797-7111	← 責任者に加えて、担当の方がいる場合は欄外に記入してください。

資料2-2

第2号様式-2

建築物名称:

年度および処理区分 種類	前年度見込み				前年度実績				今年度見込み				対前年度比		
	2020年度(2020年4月～2021年3月)				2020年度(2020年4月～2021年3月)				2021年度(2021年4月～2022年3月)				排出量の増減 G-D(%)	再利用率の増減 H-E(%)	処分量の増減 I-F(%)
	A(%) 排出量	B(%) 再利用率	C(%) 処分量	B/A(%) 再利用率	D(%) 排出量	E(%) 再利用率	F(%) 処分量	E/D(%) 再利用率	G(%) 排出量	H(%) 再利用率	I(%) 処分量	H/G(%) 再利用率			
紙(OA紙)	10.20	10.20	0.00	100.00%	12.50	12.50	0.00	100.00%	13.00	13.00	0.00	100.00%	0.50	0.50	0.00
紙(OA紙以外)	50.30	14.30	36.00	28.43%	50.50	20.00	30.50	39.60%	54.00	25.00	29.00	46.30%	3.50	5.00	△ 1.50
新聞紙	20.00	20.00	0.00	100.00%	20.00	20.00	0.00	100.00%	20.00	20.00	0.00	100.00%	0.00	0.00	0.00
雑誌	10.00	10.00	0.00	100.00%	10.00	10.00	0.00	100.00%	10.00	10.00	0.00	100.00%	0.00	0.00	0.00
ダンボール	111.30	111.30	0.00	100.00%	120.00	120.00	0.00	100.00%	130.00	130.00	0.00	100.00%	10.00	10.00	0.00
厨芥類(生ごみ)	105.00	20.00	85.00	19.05%	110.00	25.00	85.00	22.73%	120.00	35.00	85.00	29.17%	10.00	10.00	0.00
ピン	1.50	1.50	0.00	100.00%	1.50	1.50	0.00	100.00%	1.50	1.50	0.00	100.00%	0.00	0.00	0.00
カン	3.50	3.50	0.00	100.00%	3.50	3.50	0.00	100.00%	3.50	3.50	0.00	100.00%	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	2.50	0.00	2.50	0.00%	3.00	0.00	3.00	0.00%	3.50	0.00	3.50	0.00%	0.50	0.00	0.50
その他一般廃棄物	10.00	0.00	10.00	0.00%	10.00	0.00	10.00	0.00%	10.10	0.00	10.10	0.00%	0.10	0.00	0.10
その他産業廃棄物	10.00	5.00	5.00	50.00%	9.00	4.50	4.50	50.00%	10.10	5.05	5.05	50.00%	1.10	0.55	0.55
剪定枝・落ち葉・雑草	5.50	5.50	0.00	100.00%	4.80	4.80	0.00	100.00%	5.00	5.00	0.00	100.00%	0.20	0.20	0.00
計	339.80	201.30	138.50	59.24%	354.80	221.80	133.00	62.51%	380.70	248.05	132.65	65.16%	25.90	26.25	△ 0.35

※ 分別の種類の変更は変えないでください(いずれかに当てはめて記入してください)。 ※ 数値はすべて小数点第二位まで記入してください。

前年度の自己評価	現在の再利用の方法	今年度の目標
<p>○生ごみ処理機を採用し、生ごみの再利用を開始した。</p> <p>○テナント各社に紙の資源化について協力を依頼した結果、OA紙以外の紙の再利用率が若干増加した。</p> <p>○ 排出量(総ごみ量) = 再利用率 + 処分量 です。</p> <p>○ 再利用率 = リサイクルに出した数量です。</p> <p>○ 処分量 = リサイクルできなかった数量です。</p> <p>○ 再利用率(リサイクル率) = 再利用率 ÷ 排出量 です。</p> <p>○ 小数点第二位まで算出してください。</p>	<p>○各テナントに分別ボックスを設置、回収した物を保管場所に運んでいる。</p> <p>○資源物は回収業者に引き渡している。</p> <p>○生ごみは生ごみ処理機で一次発酵後、契約業者に引き渡している。</p>	<p>○事業拡大を行うため、ごみ量に影響が出る事が予測される。分別をさらに徹底して行う予定である。</p> <p>○OA紙以外の紙について、徹底的に見直し、削減・再利用を行う。</p> <p>○生ごみの再利用については実施を拡大する。</p>

廃棄物排出量換算の目安

資料3

1 普通のごみを入れる丸型容器（直径 60cm、約 60ℓ）を利用している場合、ごみの重量目安は以下のとおりと思われる。

ごみの種類	重量 (kg)	ごみの種類	重量 (kg)
古紙	10～25	プラスチック類	2～5
紙くず	3～5	スチール缶	5～10
繊維くず	10～20	アルミ缶	2～3
残飯・生ごみ	20～25	ガラス類	20～30

2 各条件ごとに排出されるごみの重量の目安は以下のとおりと思われる。

ごみの種類	重量 (kg)	ごみの種類	重量 (kg)
新聞広告類	1紙につき1ヶ月 約12kg	OA用紙 B4	1,000枚で 約6kg
雑誌類	1冊150g(漫画) ～800g(写真集) まで厚さ、グラビア、 頁の量で重さが 変わってくる	OA用紙 A4	1,000枚で 約4kg
		OA用紙 B5	1,000枚で 約3kg
発泡スチロール	1㎡あたり 約15kg	びん 一升瓶	約1kg
ビールびん	約600g	アルミ缶	約25g
廃油	1ℓあたり 約1,3kg	厚手のスチール缶	約50g

資料4

環境省

平成18年12月27日 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)

『(別添2) 産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)』

(t/m³)

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30



環境資源部環境政策課

